

第2回嬉野市議会定例会議案

平成26年6月6日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
4	平成26年6月6日	平成25年度嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	1
5	〃	平成25年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	2
6	〃	平成25年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	4

議案番号	提出年月日	議案名	頁
4 1	平成26年6月6日	専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）	5
4 2	〃	専決処分（第5号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	9
4 3	〃	専決処分（第6号）の承認を求めることについて（嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について）	1 2
4 4	〃	専決処分（第7号）の承認を求めることについて（平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	別冊
4 5	〃	嬉野市文化振興審議会条例について	1 5
4 6	〃	嬉野市心の架け橋手話言語条例について	1 8
4 7	〃	嬉野市障がい者生活向上推進委員会条例について	2 0
4 8	〃	嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について	2 3
4 9	〃	嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	2 5
5 0	〃	嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について	2 8
5 1	〃	市道路線の認定について	3 1
5 2	〃	佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について	3 2
5 3	〃	平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）	別冊
5 4	〃	平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
5 5	〃	平成26年度嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃

諮問番号	提出年月日	諮問名	頁
1	平成26年6月6日	人権擁護委員候補者の推薦について	3 4

平成 25 年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 6 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 25 年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成 25 年度継続費予算現額		支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度通次 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	計				繰越金	特定財源	その他
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	2,513,000	円	円	円	円	円	円	円	円
				1,292,000	1,292,000	500					
10 教育費	3 中学校費	堀田中学校改築事業	2,026,642,000	61,812,500	1,682,054,500	860,770,000	821,284,500	821,284,500	200,383,000	100,000,000	
4 社会教育費	社会文化会館建設事業		1,701,770,000	612,918,500	1,613,775,500	1,381,925,000	231,850,500	231,850,500	132,832,000	18,000,000	
合	計		3,730,925,000	2,622,391,000	3,297,122,000	2,243,986,500	1,053,135,500	1,053,135,500	333,215,000	118,000,000	

平成25年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成25年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援制度電算化事業	3,116,000	3,116,000	円	円	円	1,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業地域防災減災事業	4,050,000	4,050,000				50,000
8 土木費	4 都市計画費	嬉野温泉駅周辺整備事業 [社会资本整備総合交付金事業 (区画整理)]	57,100,000	47,700,000		28,560,000		19,140,000
10 教育費	3 中学校費	塩田中学校改築事業	7,600,000	7,600,000				7,600,000
	4 社会教育費	社会文化会館建設事業	54,100,000	48,430,000				48,430,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入		その他	
						国県支出金	地方債		
10 教育費	4 社会教育費	社会文化会館周辺整備事業	30,000,000 円	18,000,000 円		6,000,000 円	6,600,000 円		5,400,000 円
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	3,000,000 円	2,500,000 円		1,000,000 円	900,000 円		600,000 円
合		計	158,966,000 円	131,396,000 円		42,675,000 円	7,500,000 円		81,221,000 円

報告第 6 号

平成 25 年度 嬉野都市計画下水道事業
 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 6 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 25 年度 嬉野都市計画下水道事業
 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						国県支出金	未収入特定財源	その他	
1 事業費	1 事業費	公共下水道事業	163,941,000 円	92,500,000 円	円	円	円	円	900,000 円
	合	計	163,941,000	92,500,000		43,900,000	47,700,000		900,000

議案第41号

専決処分（第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市
税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専
決処分する。

平成26年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第15号

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 1 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 4 耐震改修が完了した年月日
- 5 施行規則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- 6 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又

は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第42号

専決処分（第5号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第17号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第43号

専決処分（第6号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成26年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年嬉野市条例第151号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第16号

嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年嬉野市
条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長・班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第45号

嬉野市文化振興審議会条例について

嬉野市文化振興審議会条例を別紙のように制定する。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市文化振興審議会条例

(設置)

第1条 本市における文化の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化振興基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術又は芸能に関する団体の関係者
- (2) 文化振興に知見の高い者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

嬉野市心の架け橋手話言語条例の制定について

嬉野市心の架け橋手話言語条例を別紙のように制定する。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 障害者基本法において言語として位置付けられた手話を認知し、手話に対する基本理念を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市心の架け橋手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、地域において手話を使用しやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することで、手話を使用する市民が、手話により自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話を必要とする人は、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として手話に対する理解及びその普及を図っていかなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話を普及し、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通を行うことができるようにし、自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として容易に手話を選択することができ、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
- (4) 手話通訳者の拡充及び処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策

(財政措置)

第6条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第47号

嬉野市障がい者生活向上推進委員会条例について

嬉野市障がい者生活向上推進委員会条例を別紙のように制定する。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市障がい者生活向上推進委員会条例

(設置)

第1条 障がい者が、将来にわたり地域において安全で安心な生活ができるような仕組みを総合的に構築するため、また障がい者が、日常抱えている既存の制度では解決できない問題を調査するとともに、その問題解決のための事業を検討し、及び推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市障がい者生活向上推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び検討するものとする。

- (1) 障がい者が抱えている日常生活及び就業に関する問題
- (2) 障がい者が危惧している将来の問題
- (3) 前2号における解決策又は事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉団体に所属する者
- (2) 障がい者支援を行う地域の団体に所属する者
- (3) 障がい者福祉関連の業務に従事する者
- (4) 民生委員・児童委員の代表
- (5) 障がい者福祉に関する行政機関の職員
- (6) 部長の職にある市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について

嬉野市社会文化会館条例（平成26年嬉野市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属設備使用料の項目を追加するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例

嬉野市社会文化会館条例（平成26年嬉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

共 通	プロジェクタ	1回当り	1,000円
-----	--------	------	--------

」

を

「

共 通	プロジェクタ	1回当り	1,000円
	楽器演奏用機材(一式)	1時間当り	1,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例（平成18年
嬉野市条例第101号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成対象を拡大するため、条例の
一部を改正する必要がある。

嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例（平成18年
嬉野市条例第101号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例

第1条中「並びに小学生及び中学生」を削る。

第2条第1項中「満6歳」を「出生の日から18歳」に改め、同条第2項及び第
3項を削り、同条第4項中「及び小学生」を削り、同項を同条第2項とし、同条第
5項を第3項とし、同条第6項から第8項までを2項ずつ繰り上げる。

第3条中「並びに小学生及び中学生」を削り、同条に次の1項を加える。

2 助成対象者は、次に掲げる者に区分するものとする。

(1) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(以下「第1号対象者」という。)の保護者

(2) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初
の3月31日までの間にある者(以下「第2号対象者」という。)の保護者

第4条第1号中「子ども」を「第1号対象者」に改め、同条第2号中「小学生及
び中学生」を「第2号対象者」に改め、同条第3号中「並びに小学生及び中学生」
を削り、「第1号」を「前2号」に改める。

第5条中「子ども」を「第1号対象者」に改める。

第6条中「満15歳」を「18歳」に改める。

第8条中「並びに小学生及び中学生」を削る。

第9条中「子ども」を「第1号対象者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例の規定は、

平成26年9月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第50号

嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について

嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）について、別紙のとおり一部変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更に伴い、旧市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決が必要である。

嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について
嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）を次のように変更する。

表紙中「平成17年 嬉野町塩田町合併協議会」を「平成 年 月 日改正 嬉野市」に変更する。

1. はじめに（2）計画策定の方針③計画の期間中「平成27年度までの10ヵ年」を「平成32年度までの15ヵ年」に変更する。

8. 財政計画本文中「10年間」を「15年間」に、「平成17年度の地方財政計画」を「平成25年度の地方財政計画」に、「減税補てん債等」を「減税補填債等」に、「平成17年度地方財政計画に基づく減税補てん債及び臨時財政対策債」を「平成25年度地方財政計画に基づく臨時財政対策債」に変更する。

8. 財政計画表中全部を別紙のとおり変更する。

裏表紙中「発行日 平成17年3月」を「改正日 平成 年 月 日」に、「編集・発行 嬉野町塩田町合併協議会 〒843-0301 佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿乙1298番地 TEL 0954-20-4511 FAX 0954-20-4515」を「編集・発行 嬉野市役所 〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地 TEL 0954-66-3111 FAX 0954-66-3119」に変更する。

【歳入】	決算額												財政計画																		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込分)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込分)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
地方税	2,559	2,656	2,626	2,536	2,416	2,551	2,518	2,519	2,514	2,509	2,504	2,499	2,494	2,484	2,559	2,656	2,626	2,536	2,416	2,551	2,518	2,519	2,514	2,509	2,504	2,499	2,494	2,484			
地方譲与税	390	152	145	128	123	122	114	114	114	114	114	114	114	114	390	152	145	128	123	122	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	
地方交付税	3,926	3,977	4,291	4,408	4,745	4,860	4,734	4,798	4,823	4,888	4,907	4,776	4,668	4,448	3,926	3,977	4,291	4,408	4,745	4,860	4,734	4,798	4,823	4,888	4,907	4,776	4,668	4,558	4,448		
普通交付税	3,363	3,504	3,805	3,919	4,232	4,325	4,241	4,308	4,373	4,438	4,457	4,326	4,218	3,996	3,363	3,504	3,805	3,919	4,232	4,325	4,241	4,308	4,373	4,438	4,457	4,326	4,218	4,108	3,996		
特別交付税	562	473	486	489	513	529	493	480	450	450	450	450	450	450	562	473	486	489	513	529	493	480	450	450	450	450	450	450	450	450	
各種交付金	379	359	336	324	333	307	282	263	253	253	253	253	253	263	379	359	336	324	333	307	282	263	253	253	253	253	253	253	253	263	
分担金・負担金	234	241	248	248	249	254	258	198	281	278	278	274	272	272	234	241	248	248	249	254	258	198	281	278	278	274	272	272	272	272	
使用料・手数料	124	123	119	272	285	272	269	271	273	273	273	273	273	273	124	123	119	272	285	272	269	271	273	273	273	273	273	273	273	273	273
国庫支出金	1,112	1,543	1,253	2,336	1,559	1,613	1,867	3,191	2,065	2,076	2,102	2,052	1,674	1,813	1,112	1,543	1,253	2,336	1,559	1,613	1,867	3,191	2,065	2,076	2,102	2,052	1,674	2,412	1,813		
国が提供施設交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県支出金	912	978	847	1,064	1,193	1,172	1,210	1,087	958	938	935	933	937	937	912	978	847	1,064	1,193	1,172	1,210	1,087	958	938	935	933	937	936	936	937	
財産収入	12	123	24	17	88	80	16	15	15	15	15	15	15	15	12	123	24	17	88	80	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
寄付金	0	0	7	4	3	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	3	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	218	394	238	194	98	349	329	1,114	53	10	282	212	296	432	218	394	238	194	98	349	329	1,114	53	10	282	212	296	432	259	259	
繰越金	275	435	505	452	600	540	635	624	276	0	0	0	0	0	275	435	505	452	600	540	635	624	276	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	350	487	331	342	283	365	378	443	403	425	432	514	420	410	350	487	331	342	283	365	378	443	403	425	432	514	420	410	397	397	
地方債	937	758	563	894	985	960	1,951	2,966	1,262	1,333	1,282	1,203	772	1,060	937	758	563	894	985	960	1,951	2,966	1,262	1,333	1,282	1,203	772	1,060	953	953	
歳入合計	11,387	12,226	11,533	13,219	12,960	13,439	14,563	17,534	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	11,387	12,226	11,533	13,219	12,960	13,439	14,563	17,534	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	12,216	12,216	

【歳出】	決算額												財政計画																	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込分)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込分)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	2,022	2,066	1,930	1,902	1,835	2,012	1,984	1,996	1,957	1,917	1,879	1,841	1,805	1,733	2,022	2,066	1,930	1,902	1,835	2,012	1,984	1,996	1,957	1,917	1,879	1,841	1,805	1,768	1,733	
物件費	1,048	1,116	1,152	1,546	1,625	1,529	1,361	1,412	1,377	1,348	1,309	1,276	1,244	1,183	1,048	1,116	1,152	1,546	1,625	1,529	1,361	1,412	1,377	1,348	1,309	1,276	1,244	1,213	1,183	
維持補修費	13	9	7	8	6	11	15	39	20	20	20	20	20	20	13	9	7	8	6	11	15	39	20	20	20	20	20	20	20	20
扶助費	1,886	1,967	2,005	2,142	2,559	2,692	2,837	2,858	2,872	2,887	2,901	2,916	2,930	2,980	1,886	1,967	2,005	2,142	2,559	2,692	2,837	2,858	2,872	2,887	2,901	2,916	2,930	2,945	2,980	
補助費等	1,429	1,481	1,382	2,032	1,430	1,497	1,431	1,512	1,527	1,542	1,558	1,574	1,589	1,621	1,429	1,481	1,382	2,032	1,430	1,497	1,431	1,512	1,527	1,542	1,558	1,574	1,589	1,605	1,621	
公債費	1,255	1,368	1,389	1,517	1,230	1,235	1,196	1,213	1,297	1,353	1,484	1,483	1,433	1,368	1,255	1,368	1,389	1,517	1,230	1,235	1,196	1,213	1,297	1,353	1,484	1,483	1,433	1,381	1,368	
預立金	356	356	439	323	1,014	618	1,060	1,139	20	20	20	20	20	20	356	356	439	323	1,014	618	1,060	1,139	20	20	20	20	20	20	20	20
投資及び出資金・貸付金	172	171	183	177	244	320	230	229	229	229	229	229	229	229	172	171	183	177	244	320	230	229	229	229	229	229	229	229	229	229
繰出金	1,266	1,303	1,395	1,529	1,532	1,521	1,644	1,742	1,891	1,767	1,835	1,891	1,938	1,948	1,266	1,303	1,395	1,529	1,532	1,521	1,644	1,742	1,891	1,767	1,835	1,891	1,938	1,911	1,948	
投資の経費	1,485	1,824	1,199	1,443	945	1,369	2,181	5,119	2,100	2,034	2,142	1,888	980	2,732	1,485	1,824	1,199	1,443	945	1,369	2,181	5,119	2,100	2,034	2,142	1,888	980	2,732	1,134	1,134
歳出合計	10,952	11,721	11,081	12,619	12,420	12,804	19,939	17,259	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	10,952	11,721	11,081	12,619	12,420	12,804	19,939	17,259	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	12,216	12,216

議案第51号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	皿屋線	嬉野町大字吉田字大黒 嬉野町大字吉田字祇園

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第52号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、伊万里・有田消防組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「佐賀県西部広域環境組合」を「佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙1201番地1

氏 名 嬉野 政子

昭和31年2月28日生

平成26年6月6日提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。